

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2019.1.15 第322号 (毎月15日発行)

由行 好風 徑子

奈良業師寺元管主 高田好風師記念の書

謹んで新春のお慶びを申し上げます

会員皆様のより一層のご繁栄とご健勝をお祈り致します。



『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されており、会社内でご覧下さいますようお願い致します。

冬の雁木通り(上越市)

上越市の城下町高田には、古いまちなみと総延長 16km と日本一の長さを誇る雁木が今もなお残っています。雁木は家の前に出された庇(ひさし)の呼び名。冬に雪で道が埋もれてしまうのを防ぐため、町人たちが私有地を提供し合い造られました。これは武家屋敷には造られることはなく、町人まちだけに見られます。雁木には古い形式の造り込み式雁木と、明治以降にできた落し式雁木があります。真っ白な雪を載せた雁木の町並みには、訪れる人の旅情を誘うものがあります。



真の公益法人の実現へ！ —公益法人の原点に立って—

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
会長 志田 常弘

新年おめでとうございます。

年頭に立つ時、新しい年は新しい希望が兆して、晴れた海に昇る朝日のごとく、前途洋々の気概を感じます。

さて、本県宅建協会の今後の発展と充実を期するとき、現時点で理解を深め、解決をしておかなければならないのが「本県協会の公益法人問題」です。「公益法人」が議論されてから約 10 年が、そして本県宅建協会が公益法人になってから 6 年が経過しようとしています。

しかしながら、本県宅建協会の「公益法人」がその間“正しく”運営されてきたかと問われれば、それは“否”と答えざるを得ないでしょう。

そこで、改めて、昨年 12 月に「公益法人制度役職員研修会」を開催し、会員の「質疑応答」を中心に勉強したところ、これまで本県宅建協会を“悩ませ”てきた「本部、支部」問題に明確な「結論」が出ました。その結論は“公益法人に支部はない”ということでした。

新しい「公益法人制度」は、旧制度下で“公益法人”のいくつかが起こした不正、私物化という不祥事の反省、およびその是正や改革の立場から創設されたものであり、特別な意図のもとで、格別な規制が求められています。

その特別で、格別の基準とは、

一つ目は公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準です。

二つ目は公益目的事業を行う能力・体制および実行力があるかという「ガバナンス」の基準です。(※1)

一つ目の「公益性」とは、簡潔に言えば、会員が拠出した会費の 50%以上を公益のために使えという点にあります。

これはなかなか“なし難い”高度な基準と言うべきものです。私はこれまで、これを維持する力として重要なことは、会員個々の「志の高さ」であると言ってきました。

二つ目の「ガバナンス」とは、どういうことでしょうか？

ガバナンス (governance) は英語であって、それに近い語として、「政府」を意味するガバメント (government) があります。そして、ガバナンスは「統治・支配・管理」と訳されています。

公益法人の「ガバナンス」とは、統治権力が中央機関 (本部) に統一集中していることを言います。つまり、「ガバナンス」を持つ公益法人の本部は、中央集権を持った“中央政府”にほかなりません。中央集権を持った中央政府と言えば、わかり易い例で言えば、わが国の近代化をすすめた明治政府があげられます。

今年の NHK の大河ドラマ「西郷どん」では、江戸時代から明治時代への移行が詳しく

「ドラマ化」されていました。

私の説明の要点は、教科書的に誰もが知っている江戸徳川時代の“幕藩体制”から明治政府の“中央集権”への変遷が、本県協会の公益法人への道すじと同じものであるということです。

すなわち、明治政府は「大政奉還」「版籍奉還」「廃藩置県」などを経て“中央集権”を確立しました。これによって“内部の結束と組織の強化”がはかられ、このことが欧米の列強と肩を並べるほどの日本の“大躍進”“近代化”を可能にしました。

私は、この“中央集権”を“ガバナンス”と重ねて説明することができ、また、明治政府のとった中央集権を本県宅建協会がとるべきガバナンスと同様だとみることができると思います。私はこのことを前提として、本県宅建協会が、今後取るべき進路を説明します。

前述した、昨年12月の公益法人制度役職員研修会(※2)において、講師の菅田氏は「公益法人に支部はない」と明言されました。一瞬会場に少なからぬ衝撃が走ったようでしたが、それこそが、私が前期の会長時の平成20年1月より「宅建にいがた」や、以後の年次の理事会、総会などで2年余にわたって説明してきた『公益法人』像と一致するところでした。そして、これは当時の理事会、総会の承認も得ていたことなのです。——この内容の全体をまとめて、これからは本県協会の『公益法人年次別説明集』(以下「年次別説明集」とする)と呼ぶことにします。(※3)

すなわち、私は公益法人における「今後の“各支部”の唯一の仕事は、県協会本部の理事候補を選ぶことである」と説明してきました。

それゆえ、今後の県協会運営は“各支部”(地域)から選ばれて、総会で承認された理事たちによって県協会(本部)の業務のすべてが決定され、それが総会で承認された上で、県協会(本部)が執行することになり、“支部活動”はいっさいなくなるということでした。したがって、旧制度下にあった各支部が集めていた“支部会費”はなくなり、県協会の会費は従前の県協会費36,000円と旧“各支部”でやっていた(であろう)事業費分の6,000円を加えて、一律42,000円一本となりました。そして、“支部活動”はないので、支部の事務所や事務員は不要としました。この背景のもとで次の事柄も決定されました。

「支部事務所の解約」「支部事務員の解雇」のための費用は別に公益法人設立のための資金(基本金額)として一会員あたり50,000円を拠出した後の各支部の残余の金員を充てるということでした。これらのことは上記『年次別説明集』に詳しく書いてあります。是非お読みください。(本稿末尾【参考文献】※3「公益法人年次別説明集」をご参照ください)

以上の事項が決定され、正式に決議されてきたものです。

さて、ここからは公益法人のガバナンス、すなわち本県協会のガバナンス(中央集権)の必要項目を明治政府のとったガバナンス(中央集権)とを少しアレンジしながら、私なりに対比させて、わかり易く説明をします。

これらの項目は理念的に同じなので、以下のように説明できます。

【大政奉還】……幕藩体制のもと、各藩が独自にやっていた「藩政」は、すべて中央の明治政府に「無条件で」さし出されました。

※これを本県協会にあてはめて、対比的に言い換えると、各支部がやっていた事業と会費（徴収）はすべて「無条件」で県協会（本部）へさし出し、支部は独自の会費の徴収と支部活動はしないということです。

【版籍奉還】----- 各藩が所有していた土地（版）と民（籍）は、中央政府にさし出されました。

※これを本県協会にあてはめて、対比的に言い換えると、各支部を構成してきた「地域」と「会員」はすべて、県協会のものであるとして、さし出されました。もともと、会員は県本部に入会申し込みをして、県本部の会員として承認されたものですから、支部ではなく、県本部の会員であるということです。

【廃藩置県】----- 明治政府は完全な中央集権化を図るため、全国にあった 261 の藩を廃して、変遷を経てではありますが今日の 47 都道府県を置いたということです。簡単に言えば藩と言う呼び方をやめて、県と言いましょ。ついでに 261 は多すぎるから 47 にして、都道府県と呼びましょ。これまでいた各藩の藩主はなくして、県には中央政府から県令が任命されて行くことになりますということです。

※これを本県協会にあてはめて、対比的に言い換えると、現在、県協会には、11 の「藩」ならぬ「支部」があって、“大”は新潟支部の 558 会員数から“小”は十日町支部の 18 会員数までありますが、今後の方向として、明治政府が中央集権国家を確立した証しとして、藩をやめて県としたように、本県協会も支部という呼称をやめて、合理的な見地に立って、均等性に配慮した 3~4 の区域に再編して、これを「地域」あるいは「地区」という呼称に替えたらどうでしょうか。

このように考えれば、今後の本県協会のとるべき姿・体制がわかり易いものになってきます。

今後さらに議論を深めて 2019 年中に、本県協会に「真の公益法人」を定着させていくべきだと思います。私は会員の皆様のご理解を得つつ、本県協会を真の公益法人に移行させたいと思っています。上記の（基本金額）7140 万円がほぼゼロとなった今こそが原点に立ち返るときです。皆様のご協力を心からお願いします。

【参考文献】

※1 公益法人制度とそのガバナンス 佐藤裕一著

※2 公益法人役員向け研修会資料「公益法人制度と役員の役割」

EY 新日本(有)責任監査法人 菅田裕之先生

※3 本県協会の『公益法人年次別説明集』

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会を正常化する有志の会 “勝手連”

ホームページより <http://takken-seijoukanokai.com/>



↑ *y はいりません
↑ *ハイフンです



新春ごあいさつ

新潟県知事 花角 英世

平成31年の年頭に当たり、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から安全で優良な不動産の供給と取引の公正確保に努められ、県民生活の向上に大きくご貢献いただき、深く敬意を表します。

また、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故によって、本県に避難されてこられた方や、平成28年12月、糸魚川市で発生した大規模火災において被災された方に対して、民間賃貸住宅を無償で媒介されたり、県が仮設住宅として借り上げる際の事務処理を行われるなど大きなご貢献をいただきました。ここに心から感謝申し上げますとともに、今後とも被災者に対する住宅支援にご協力くださいますようお願いいたします。

さて、昨年6月、県民の皆様から信任を頂き、新潟県知事に就任いたしました。知事就任後、初めての新年を迎え、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指す姿として、「県民最優先」の県政を実現していく決意を新たにしております。

昨年暮れに、この目指す姿を基本理念として掲げた、県政の最上位計画である新潟県総合計画「にいがた未来創造プラン」の見直し素案を公表し、県民の皆様からご意見を頂戴したところです。今後、皆様からのご意見や県議会での議論を踏まえて検討を重ね、年度内を目途に成案を公表し、計画を着実に推進してまいります。

宅地建物関係では、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、空き家の増加が予想されている中で、これからの社会経済の活力を維持していくため、住宅ストックの有効活用、既存住宅の流通市場の拡大等が課題となっています。このため、国では既存建物取引時の情報提供の充実により、売主・買主が安心して取引ができる市場環境の整備のため、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促す内容を盛り込んだ法改正が行われ、関係規定が昨年4月1日に施行されたところです。これにより、宅建業者が既存住宅取引の媒介を行う場合、媒介依頼者の意向に応じて、建物状況調査（インスペクション）を実施する業者のあっせんを行う等の措置が制度化されました。

こうした中で、貴協会が果たすべき役割はますます増大しているところであります。貴協会におかれましては、今まで以上に県民の皆様と宅地建物取引業界の発展のためにご尽力いただくとともに、引き続き、取引の公正化と消費者保護の推進に、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

私は就任時に、できるだけ地域に足を運び、県民の皆様の様々な声に丁寧に耳を傾け、積極的に対話を行うことを基本姿勢として県政運営に取り組むということをお願いしました。就任から半年間、市町村長との懇談会や車座トーク等、地域の様々な方々との意見交換を通じて、県政課題についての状況把握に努めてきたところです。今後も、国や市町村と協力しながら、県政の様々な課題に一つ一つ真摯に向き合い、全力で県政運営に取り組んでまいります。

結びに、皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。



新春ごあいさつ

新潟市長 中原 八一

明けましておめでとうございます。

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の皆さまにおかれましては、日ごろから優良な物件の安定供給などを通じて、社会経済活動の進展に大きくご貢献いただき、志田会長をはじめ会員の皆さまのご尽力に深く感謝申し上げます。

新潟市は、大合併を経て平成19年に政令指定都市となりましたが、これまでを政令指定都市・新潟市の第1ステージと位置付け、これからは第2ステージとして、新しい新潟市政を市民の皆さんと一緒に築いていきたいと考えています。粘り強く一生懸命、全力を傾けて取り組み、しっかりと成し遂げてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

さて、この1月1日に、新潟港が世界に開かれてから150周年の節目を迎えました。この節目の年にG20新潟農業大臣会合を迎えることに誇りと喜びを感じています。このようなさまざまな機会を活用し、古くから川みなどとして、人や物の交流が盛んだった「みなとまち新潟」の魅力を国内外にアピールしていきます。「未来に向かって『全国とつながる』、『世界とつながる』拠点都市新潟」を築いていくために、新潟駅、新潟港、新潟空港を有機的に結び、陸海空のインフラ全てが揃った、新潟市の強みを最大限に発揮させながら活性化につなげていくことが重要と考えており、市民の皆さんと一緒に「笑顔あふれる新潟」を創造してまいりますので、本年もどうぞよろしく願いいたします。

結びに、貴協会のますますのご発展と会員皆さまのご多幸をお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

新潟県議会議長 澤野 修

あけましておめでとうございます。

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から宅地建物取引業の健全な発展に努められ、安全で快適な住環境の提供を通じ、県民生活の向上と地域経済の発展に貢献されておられますことに対し、心から感謝申し上げます。

県では現在、来年度当初予算の編成作業が終盤を迎えており、間もなく開会する2月定例県議会には、昨年就任した花角知事が編成した初めての予算案が提出されます。また、合わせて県政の最上位計画である「にいがた未来創造プラン」の見直しが進められております。知事が基本理念に掲げる「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を作り上げていくための具体的な施策に関する県民の注目度は高く、県議会においても活発な議論が交わされることと思っております。

県議会といたしましては、地方自治の二元代表制の一翼を担う機関として、執行部に対する監視機能と政策立案・提言機能をより充実することが重要と考えており、その一環として、知事と一問一答形式で質疑を行う「連合委員会」の運営方法を見直したほか、議員提案による各種政策条例を制定してきております。また、県議会への理解と関心を深めてもらうため、大学生と議長・副議長との意見交換会を昨年初めて開催したところです。

県政においては、人口減少問題を始め、防災・危機管理、地域医療と福祉の向上、農業改革への対応、貧困やいじめ問題対策など、課題が山積しております。県議会では、県民の皆様が安心して生活でき、将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現をめざし、議員一同全力を挙げて各種施策の推進に努めて参る所存です。

今年は5月にG20農業大臣会合が新潟市で、また、9月から11月にかけて国民文化祭、障害者芸術・文化祭が新潟市始め県内各地で開催されます。さらに、新潟港開港150周年を記念する各種行事や、新潟県と山形県庄内地方を対象としたデスティネーションキャンペーンも行われ、国内外から新潟に対する注目が高まるものと期待されます。県政が力強く前進する一年になるよう、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会におかれましては、引き続き積極的な事業活動を展開され、宅地建物取引業界の振興と地域社会の発展に一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健康と御多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。



新しい時代の幕明け ～不動産業の持続的な発展のために～

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
会長 坂本 久

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、初の米朝首脳会談、米中貿易摩擦の激化、英国の EU 離脱問題等、国際情勢が目まぐるしい一年でした。国内では、西日本豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震など、自然災害が多発し広域停電や交通インフラの機能不全を引き起こしました。

このような中、昨年 8 月、私は会長就任早々、安倍総理と対談する機会を得、既存住宅市場の活性化、空き家・空き地対策などについて懇談しました。中でも、地方圏における譲渡所得に係わる課税の取り扱いなど、地方経済再生に向けた新たな制度の創設について要望いたしました。併せて個人情報保護を踏まえつつ、宅地建物取引士への所有者情報の開示方策も要望した次第です。

また、地方銀行の不動産仲介業参入については、関係各方面に断固反対との強力な要望活動を行っており、引き続き注視してまいります。

さて、本年 10 月より消費税が増税されます。これを踏まえ、31 年度の税制改正においては、ローン減税の延長、住宅エコポイント、住まい給付金の拡充等、需要の反動減がないよう万全の対策が講じられました。併せて買取再販に係わる不動産取得税の特例措置の延長、空き家 3,000 万円特別控除の適用要件緩和・期限延長が措置されました。本会としても昨年 10 月より開始した「安心 R 住宅制度」等を活用し、既存住宅流通促進策をより一層推進する所存です。

本年 5 月、新天皇の即位とご改元が行われ、平成から次の新しい時代を迎えます。国土交通省においても 2030 年に向けて不動産業が持続的に発展していくための「新・不動産業ビジョン」の策定作業を開始したところです。

本会としても「ハトマークグループ・ビジョン 2020」に基づき、引き続き組織基盤維持、強化を図ると共に、より効率的な事業実施体制の元、「みんなを笑顔にするために」国民の皆様様の住生活の向上と安心安全な不動産取引をサポートするため、各種事業を実施してまいります。

終わりに、皆様のみますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドラン）

— 国土交通省 —

2019年10月1日から、消費税率が引き上げられることに伴い、消費税の引上げ前後で消費者の皆さんに安心して購買いただくために、消費税引上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、政府において「消費税の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」が取りまとめられました。

[参考:ガイドラインの掲載サイト]

政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo

内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

— 新潟県福祉保健部 —

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第146号）が公布され、新たに指定薬物が追加されましたのでお知らせいたします。

詳しくは、新潟県福祉保健部医務薬事課薬事指導係（担当 清水様 025-285-5511 内線 2557）までお問い合わせください。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する知事指定薬物の新規指定について

— 新潟県福祉保健部 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項の規定に基づき、県内において濫用又はそのおそれがある3物質を「知事指定薬物」に指定し、告示しました。

○新たに知事指定薬物として指定する物質の名称等については、新潟県のホームページを参照してください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/iyaku/1356908572030.html>

- (1) 指定薬物は人体摂取すると、使用がやめられなくなったり、重篤な健康被害や事件・事故を引き起こすことがあり、麻薬や覚せい剤と同様に大変危険な薬物です。絶対に購入、人体摂取をしないでください。健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- (2) 指定薬物を含む製品をお持ちの方は、直ちに県医務薬事課または最寄りの警察署に申し出て、その指示に従ってください。健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

詳しくは、新潟県福祉保健部医務薬事課薬事指導係（担当 清水様 025-285-5511 内線 2557）までお問い合わせください。

弥彦村との空き家等の対策に関する協定を締結しました

12月18日(火)、当協会は、空き家を有効活用する目的で、弥彦村と「空き家等の対策に関する協定」を締結しました。

締結式では、小林村長は、「空き家については社会問題となっており、5団体と各業務締結をして、専門的見地からご意見をいただいて取り組みたい。」と話されました。

この締結は、弥彦村が、自治会等からの協力や職員の外観目視により、空き家153戸のうち、そのまま活用できるものは145戸という調査結果にもとづいたものです。

今回の協定は、30市町村中22番目の協定となりました。



前列左より 本多弥彦村建築業組合理事長、菅原弥彦村建設業協同組合理事長、小林村長、外山司法書士会会長、志田会長、山崎弥彦村シルバー人材センター理事長
後列右より 笹川西蒲・燕副支部長、横山西蒲・燕副支部長、塩崎西蒲・燕支部長、渡辺社会貢献委員長



締結式の様子(弥彦村役場)

U・Iターンフェアに参加しました

12月16日(日)、有楽町の東京交通会館で、新潟県への移住を首都圏在住者にPRする「にいがたU・Iターンフェア」が開催され、本会も住まいの相談担当として参加しました。フェア会場は、移住や仕事のサポートとして市町村や県内企業などが55のブースを設け、終日にぎわいました。またトークイベントコーナーでは、他県出身者を通じて新潟県で暮らす魅力を発信しました。

本会のブースには、9組13名の相談者が訪れ、移住に関する相談に対応しました。



来場者の移住相談に応じる渡辺社会貢献委員長



ハトマークの宅建協会をPR



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

会員の皆様へ（第6回理事会・幹事会「12月17日開催」）ご報告

平成30年12月17日(月)、新潟グランドホテルにおいて、第6回理事会・幹事会を開催しました。

【(公社)新潟県宅建協会 第6回理事会】

1. 入退会について
本店9社 支店3社の入会が認められました。
2. 平成31年度の予算案作成方針について
継続審議となりました。
3. 弥彦村における空き家等の対策に関する協定書(案)について
原案どおり可決承認されました。
4. 特別調査委員会の設置について
原案どおり可決承認されました。

【(公社)全宅保証新潟本部 第6回幹事会】

1. 入会者について
本店9社 支店3社の入会が認められました。

新規入会者

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
長岡	(1)5433	不動産アイズ	外山 正彰	長岡市下山 2-2421-2-101	本店
新潟	(1)5434	(株)檜家新潟	佐藤 勝美	新潟市中央区新光町 11-7 8	本店
新潟	大臣 (2)8429	(株)不動産情報社 神道寺店	石川 幸夫	新潟市中央区笹口 2-10-4	支店
新潟	(1)5253	(株)皆川組 新光町支店	皆川 義雄	新潟市北区名目所 2-1504	支店
新潟	(1)5441	(株)S・Uコンサルタント	角南 邦彦	新潟市中央区関新 1-4-10	本店
新潟	(1)5442	(株)広小路不動産	梅田 正敏	新潟市中央区寄居町 322-18	本店
新潟	(1)5443	(株)きなこ中央不動産	曾我 勇一	新潟市北区白新町 3-8-7	本店
新潟	大臣 (5)5475	(株)カチタス 燕三条店	新井 健資	新潟市中央区小張木 3-10-25	支店
新潟	(1)5445	(株)新潟リアルティ	五十嵐武尚	新潟市中央区東大通 1-7-10 9F	本店
新潟	(1)5446	(株)レゾンデートル	後藤 大輔	新潟市中央区万代 1-6-1 3F	本店
三条	(1)5437	北陸土地建物 販売センター(株)	山村 太郎	見附市市野坪町 1215-5	本店
長岡	(1)5444	(株)グリーンハウス	山本 益三	長岡市三ツ郷屋 1-10-5	本店

会員名簿の印刷サービスについて

隔年ごとに冊子にして発行していましたが、会員皆様からのご要望を検討した結果、会員専用サイトのWEB公開に変更いたしました。

紙への印刷をご希望される会員皆様には、有料（1枚10円・印刷範囲はご相談ください）で承りますので、事務局までご連絡をお願いします。

【インターネットからの会員名簿の閲覧方法】

宅建協会ホームページ→「協会員専用ページ」→「会員名簿」

http://www.niigata-takken.or.jp/member/only_member.html

※IDとパスワードは、「書式のダウンロード」と同じIDとパスワードです。

【印刷ご注文先】事務局（担当：田宮、中藤） 電話番号025-247-0105

総務財務委員会より

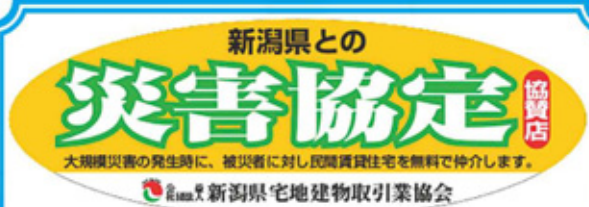
協会では、平成31年度の事業計画書・収支予算書の原案の策定業務に着手しております。ご要望等がございましたら、事務局迄ご連絡願います。

平成31年度 定時総会の開催について

【日時】 2019年5月28日(火)


【場所】 新潟グランドホテル（新潟市中央区下大川前通三ノ町2230番地）

※開催時間等、詳細については、後日ご連絡申し上げます。



新潟県との
災害協定 協賛店
大規模災害の発生時に、被災者に対し民間賃貸住宅を無料で仲介します。
新潟県宅地建物取引業協会

平成10年5月1日、新潟県と本会との間で
全国で初めての「災害時における、民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いたしております。



平成18年6月22日
新潟県警察本部と
本会の間で、「こども110番の店」に関する覚書に調印し、新潟県教育委員会と協力し、安全な地域づくりのための活動を推進しております。

新潟県警察本部
新潟県教育委員会
新潟県宅建協会

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部
〒950-0084 新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館
電話 025-247-1177
ホームページアドレス <http://www.niigata-takken.or.jp>
Eメール takken@niigata-takken.or.jp
発行人 志田常弘 編集人 阿部誠

ホームページ来訪者
平成31年1月1日現在
1,244,902名
先月比(+4,273)
1日平均138名